

本別町地域公共交通計画策定支援業務仕様書

第1 業務の名称

本別町地域公共交通計画策定支援業務

第2 目的

地域公共交通については、昨今、人口減少やドライバー不足の深刻化に伴い、公共交通サービスの縮小や経営悪化などを引き起こし、維持・確保が厳しくなっている。さらに、高齢者の運転免許証返納が年々増加しているなど、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっている。

本町においてもコミュニティバスを運行しているが、人口の減少や更なる利便性の追求から利用者は年々減少している。

一方で、公共交通は自家用車を利用できない住民にとっては、通学、通院や買い物などのために必要不可欠な手段であることから、本町では公共交通の維持・確保のための財政支援を行っているが、その負担額は年々増加している。

本業務は、公共交通を取り巻く環境や社会情勢の変化、地域の移動ニーズを踏まえたうえで、上位計画である「第7次本別町総合計画」や関連計画である「本別町都市計画マスタープラン」との整合性を図りながら、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条の規定に基づき「本別町地域公共交通計画」（以下「計画」という。）の策定を行うことを目的とする。

第3 業務対象地域

本別町全域とする。

第4 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月28日木曜日までとする。

第5 業務内容

現時点で想定している業務内容は以下のとおりである。なお、本別町地域公共交通計画策定支援業務受託者（以下、「受託者」という。）の提案を踏まえ、協議のうえ、内容の変更及び調整を行うものとする。

1 計画準備

本業務内容を十分把握したうえで、作業上問題が生じないように計画を立案し、発注者との協議により作業を円滑に進めるために、次の書類を作成し、発注者と十分な打合せを行う。

- (1)業務計画書
- (2)委託業務着手届
- (3)工程表

(4)その他、協議会が必要と認めたもの

2 現況整理

(1) 地域概況の整理

本別町における人口分布、高齢化率、道路網、主要施設の立地及び将来動向等について、既存資料等を用いて整理する。

(2) 公共交通の現況整理

本別町の公共交通の現状（サービス状況、利用状況、経営環境等）について整理する。

(3) 目指すまちづくりの方向性の整理

第7次本別町総合計画、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略や本別町都市計画マスタープラン等の上位関連計画を整理し本別町が目指すまちづくりの方向性を整理する。

(4) 公共交通を取り巻く社会情勢の整理

次世代モビリティによるDXの推進を図り、MaaSを進化させた持続可能な公共交通ネットワーク構築の可能性や、新型コロナウイルスの蔓延による影響等、公共交通分野に関連する社会情勢について整理する。

3 公共交通施策に関するニーズ調査

町民・公共交通利用者を対象に、アンケート及びヒアリング調査（1,000程度のサンプルを想定）を実施し、交通行動、公共交通の利用状況及び公共交通の維持・確保の在り方、有料化などの公共交通施策に関するニーズを把握・整理する。

なお、アンケート調査票の設計にあたっては、本別町地域公共交通計画案における主要施策の検討に必要な要素を組み込むものとする。

4 本別町地域公共交通計画(案)の作成

本別町地域公共交通計画案は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通計画」に位置づけるものとする。

(1) 計画の基本方針の検討

第5、1から3までの検討結果を活用し、本別町の公共交通に関する課題をとりまとめるとともに、計画の基本方針、本別町の公共交通体系の将来像を検討する。

(2) 主要施策の検討

前記(1)で設定した基本方針を踏まえ、主要施策を検討する。

(3) 評価指標の検討

前記(2)で設定した主要施策の実施により期待される効果を把握するための評価指標を検討する。

(4) 計画案の作成

前記(1)から(3)をとりまとめ、本別町地域公共交通計画案を作成する。この

素案については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に定める地域公共交通計画で定める事項に基づき作成を行う。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画策定にあたり、広く町民から意見を求めるためパブリックコメント制度による町民意見を公募する予定としている。意見等に対する回答、結果の反映支援などを行う。

5 地域公共交通活性化協議会運営補助

本別町地域公共交通計画の策定にあたり、学識者・地域住民・交通事業者等により構成する「本別町地域公共交通活性化協議会」の運営を支援する。

本業務では、会議資料の作成、運営補助、議事録とりまとめを行う。

会議の開催回数は、3回程度を想定する。

6 成果品の作成

上記1から5の業務内容を取りまとめ、報告書等で成果品を作成する。

成果品は以下の内容とする。

業務報告書（A4版サイズ・オールカラー、パイプファイル）：3部

地域公共交通計画（A4版サイズ・オールカラー、製本）：50部

電子データ（CDまたはDVD※計画書はPDFファイルとする）：3部

7 その他

(1) 費用負担

本業務の遂行に係る費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受託者の負担とする。

(2) 法令等の遵守

本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に基づき実施する。

(3) 秘密保持

受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

(4) 業務の保証

本業務において、成果品等に不備が生じた場合は、受託者は訂正、補足等を行い、改めて納品するものとする。なお、これにより生じた費用については、受託者の負担とする。

(5) 協議等

この仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、本別町地域公共交通活性化協議会及び本別町と受託者が協議のうえ決定するものとする。